# 令和5年

3月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

## 令和5年3月定例総会 会議録

- 1 日 時 令和5年3月14日(火) 午前9時30分 開議
- 2 場 所 総合文化センター 412号室
- 3 出席委員(28名)

1番 佐藤 浩良 委員 2番 齋藤 均 委員 3番 池田 良之 委員 4番 阿部 香美 委員 5番 吉高祐二郎 委員 7番 五十嵐弘樹 委員 8番 伊藤 正行 委員 9番 伊與田明子 委員 10番 五十嵐直太郎 委員 11 番 川村 恵実 委員 12 番 池田 委員 耕 委員 13 番 池田 憲一 委員 14番 土田 治夫 委員 15 番 佐藤 秀之 16 番 飯塚 将人 委員 17番 佐藤 良 委員 18 番 遠田 裕己 委員 19 番 石川 渡 委員 20 番 佐藤 耕造 委員 委員 21番 兼山 宏勝 22番 髙橋 公基 委員 23 番 髙橋 義弘 委員 24 番 三浦ひとみ 委員 佐々木治人 25 番 尾形 大介 委員 26 番 後藤 保喜 委員 27 番 委員

28番 大場 重樹 委員 29番 荘司太一郎 委員

- 4 欠席委員(1名)
  - 6番 佐藤 利篤 委員
- 5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠 主事 土田智世 会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

- 6 報告事項
  - 1. 農地法第3条の3届出書の受理について
  - 2. 農地法第5条届出書の受理について
  - 3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
  - 4. 解約
  - 5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
- 7 議 事

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第14号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

議第15号 農用地利用集積計画について

議第16号 農地法第3条第2項第5号に規定による別段の面積の廃止について

議第17号 農用地の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

8 開 会

## 開 会

(午前9時30分 開会)

## ○村岡事務局長

それでは、ただいまから令和5年3月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。 総会に当たりまして、五十嵐会長が挨拶申し上げます。

## ○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

#### ○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。五十嵐会長よろしくお願いいたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、暫時の間、皆さんの協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。 本日の欠席委員は、6番、佐藤利篤委員の1名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

\_\_\_\_\_

## ◎議事録署名委員の選任

## 〇五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は議長にご一任願います。

議事録署名委員に、23番、髙橋義弘委員、24番、三浦ひとみ委員の両名にお願いいたします。

#### ◎報告事項

#### ○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

#### ○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について8件、2、農地法第5条届出書の受理について2件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について5件、4、解約1件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について27件、以上、43件について農地係長が報告いたします。

#### ○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

## ○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。 何かございませんか。

(発言する者なし)

## ○五十嵐直太郎 議長

ほかにないようですので、これで報告事項を終わります。

# ◎議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

#### ○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。 事務局の説明を願います。

#### ○村岡事務局長

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、7の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

#### ○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、12ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可の要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田4番、広野の田、畑、合計50筆です。その他使用貸借権設定です。こちらは、再設定となります。

次に、酒田5番、浜中の畑1筆、その他所有権移転です。

別紙価格表をご覧ください。

酒田5番、10アール当たりの単価が18万1,800円となっております。

続きまして、酒田6番、熊手島、大町の田、合計6筆、その他使用貸借権設定となります。

酒田7番、土崎の田、畑、合計8筆、その他使用貸借権設定で、農業者年金の伴わない経営移譲となります。

酒田8番、黒森の現況畑の山林地目と畑1筆、合計4筆、相手方の要望、所有権移転で、価格は別 紙の価格表をご覧ください。

酒田8番、10アール当たり40万円になっております。

続きまして、酒田9番、浜中の畑1筆、その他使用貸借権設定です。

酒田10番、生石の田と畑、合計35筆、その他使用貸借権設定で、こちらは農業者年金の伴わない経 営移譲です。

以上です。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

3月6日に第6班による農地調査委員会を行っております。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。 今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないとい うことですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いいたします。 何かございませんか。

(発言する者なし)

#### 〇五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

## (発言する者なし)

#### 〇五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第11号については許可決定といたします。

## ◎議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

#### ○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第12号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

#### ○村岡事務局長

議第12号 農地法第4条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

#### 〇松山総合支所 門脇調整主任

それでは、議案の15ページになります。

松山1番、申請人、相沢、○○。申請事由ですが、住宅敷地で、既存の住宅が手狭になってきたため、近隣の農地を住宅敷地に転用し、住宅を新築するものです。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産の低い農地のため、第2種農地の判断をしております。

なお、当該申請地ですが、白地となります。許可基準としては、日常生活上必要な施設で集落に接続するため、許可基準は満たしているものと思われます。

それでは、別紙資料になります。

別紙資料の2ページになります。

こちらの位置図ですけれども、当該申請地については、位置図の南側にあります庄内橋の東側、345 号線が交わる十字路、こちらから国道345号線を1キロほど北上したところにあります。

次のページは案内図になります。

案内図中ほどのところに、記念碑という記載のあるところにT字路がありますけれども、当該施設は交差点から50メートルほど南へ行ったところになります。

前のページの字切図に戻ります。

字切図の中ほどの太線で囲われてあります中牧田字山岸59の1、こちらが当該申請地で、当該申請地北側の山岸59の3、59の6、こちらが第三者の宅地です。同じく東側と南側に隣接しています字山岸59の5、こちらが申請人のものです。同じく西側の字山岸32が市道となりまして、当該申請地に隣接する第三者の農地はありませんでした。

以上になります。

#### ○安倍農地係長

それでは、現地のスライドを準備していますのでご覧ください。 (スライドを映写)

スライドは以上です。

## ○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、 許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

## ○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前でございますが、4条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

松山1番の現地調査の結果を、12番、池田耕委員より報告願います。

#### ○12番 池田 耕委員

12番、池田です。

3月1日に、農業委員会事務局の安倍係長と佐藤主事との3人で現地調査を行いました。 当該申請地は、周囲を住宅敷地と申請人の農地と市道に囲まれており、周囲への影響もなく、住宅 敷地として転用することに問題はないと思われました。ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第12号については、許可決定といたします。

# ◎議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

#### ○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

#### ○村岡事務局長

議第13号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

#### ○安倍農地係長

それでは、酒田5番です。生石の田んぼ1筆、77平米、住宅敷地に転用のため、使用貸借権の設定です。農地区分は、公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地ということで、2種農地の判断をしております。許可基準ですけれども、日常生活上必要な施設で、集落に接するということで、許可可能と判断しております。

それでは、別紙資料の4ページ、5ページ、ご覧ください。

場所につきましては、東平田地区の旧東平田小学校の東側になります。

5ページの案内図をご覧ください。

住宅建設予定地の道路に接する部分に申請地がありますように、細長く農地が残っている状態であ

りまして、そちらのほうを隣接の宅地部分と併用して転用するものです。 それでは、スライドを準備しておりますので、ご覧ください。 (スライドを映写) スライドは以上です。

## 〇五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、 許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

## 〇五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認 いたします。

酒田5番の現地調査の結果を15番、佐藤秀之委員より報告願います。

#### ○15番 佐藤秀之委員

15番、佐藤です。

この土地につきまして、3月1日に調査いたしました結果、事務局より説明ありましたとおり、周 囲が宅地でありまして、そこに残った農地ということで、許可申請に支障はないと思われます。ま た、周囲への影響もないと思います。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 〇五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議13号については、許可決定といたします。

#### ◎議第14号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

#### ○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第14号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてを上程の上、議題とい たします。

事務局の説明を願います。

## ○村岡事務局長

議第14号 農地法第5条の規定による許可の計画変更については、1件の計画変更申請がありまし たので、その可否を決定しようとするものであります。 詳細について説明いたします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田1番です。農地法第5条の規定による許可の計画変更です。

変更の内容については、令和2年9月14日許可が決定されております。今般の変更申請の内容は、期間延長です。添付資料の面的工事は終了したものの、農道の第1期工事が引き続き行われることから、終了期間を令和5年3月31日から2か月延長し、令和5年5月31日までとするものです。期間の変更申請は、これで2回目になります。1回目は、終期が令和3年3月31日までだったものを、令和5年3月31日まで延長するという変更が承認されております。農地区分が農用地区域内農地、いわゆる青字です。期間延長後も3年以内の一時転用許可の基準を満たすものになります。

それでは、別添資料の6ページ、7ページをご覧ください。

平田総合支所から東へ約10キロ進んだ場所になります。

次に、7ページの案内図をご覧ください。

中野俣の集落を東西に抜ける県道に近く、沖集会所とも近い集落の中にあります。

6ページの字切図をご覧ください。

隣接地についても、市道と水路に囲まれているため、同意書は不要となっております。

それでは、スライドでご説明いたしますので、審議の参考にしていただきますようご覧ください。 (スライドを映写)

スライドは以上です。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第14号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、農地調査委員会では協議及び審議 の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可の計画変更案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

平田1番の現地調査の結果を26番、後藤保喜委員より報告願います。

## ○26番 後藤保喜委員 26番、後藤保喜です。

2月20日に申請人の○○から相談がありまして、現地を確認してまいりました。事務局の説明にもあったように、周囲に及ぼす影響もなく、それからスライドでも見ていただいたように、敷鉄板がきれい敷かれて、農地面に敷き砂利などがあって現況に復帰するのが困難であるようなことは全くなく、一時転用が終わりましたら迅速に農地に復帰できる状況を確認してきました。

それから、何回もこの計画変更があったわけなんですけれども、圃場整備事業と並行して中野俣川の河川工事がありまして、圃場整備事業が遅れたということを現場の人から聞いております。計画変更はやむを得ないと思いますが、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

## 〇五十嵐直太郎 議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

## ○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第14号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第14号については、許可決定といたします。

\_\_\_\_\_

## ◎議第15号 農用地利用集積計画について

#### ○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第15号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。 事務局の説明を願います。

#### ○村岡事務局長

議第15号 農用地利用集積計画については、1、特別事業、(1)所有権の移転1件、2、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)利用権の設定90件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

## ○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、18ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員から、あらかじめ確認をしていただいております。

それでは、1、特別事業、所有権の移転です。

新堀1、山形農業支援センターから〇〇へ、木川、門田、局の田んぼ、合計10筆、2万1,036平米を10アール当たりの対価が50万円、総額1,051万5,000円です。移転の時期は令和5年3月17日、支払い時期が令和5年5月31日です。譲受人の方は認定農業者おなっております。

続きまして、一般事業の所有権移転です。

広野1番、広野の田1筆、3,846平米を10アール当たりの対価が55万円、総額211万5,300円です。 移転の時期、支払い時期はともに令和5年3月31日です。譲受人の方は認定農業者となっております。

続きまして2、一般事業、利用権設定です。

南遊佐2番、3番、4番、関連になります。受け人が同じになります。

南遊佐2番が4,000円、南遊佐3番がゼロ円、南遊佐4番が3,000円、それぞれ10年の新規設定となっております。

続いて、西荒瀬の1番、1万円の10年の新規設定です。

続きまして、本楯の1番、次のページの本楯の2番、関連になります。3,000円の10年の新規となっております。

上田2番、1万円の10年の新規設定です。

中平田4番、5番、6番、関連です。同じ受け人になります。

中平田4番が5,000円、中平田5番、6番が1万円の3年の新規設定となっております。

借受人の方が新規就農者ということで、別紙資料8ページ、9ページ、ご覧いただきたいと思います。新規就農者ということで、エントリーシートのほうをご記入いただいております。勝保関の○、60歳の方です。今年の春に定年退職を迎え、今後専業で農業をやるということで、今回新規就農になっております。経営面積が、実家にある235平米と今回新規で借り入れる1,551平米ということで、営農計画は、9ページのほうをご覧いただきたいと思います。

夏季はオクラ、春季秋季はブロッコリー、冬季は葉物野菜を作付する計画になっております。 8ページご覧いただきたいと思います。

資金は自己資金で、農機具につきましては、耕運機は1台所有で、軽トラックとビニールハウスを 今後購入して所有して、就農するという計画になっておりまして、販路のほうは、直売やJAを予 定しているということで聞いております。

以上です。

それでは、議案に戻ります。

議案書21ページ、中平田7番、8番、9番、関連で、同じ受け人になります。こちらは1万円の3年の更新です。

中平田10番、11番が関連で、貸し人が同じになります。1万円の3年の更新です。

22ページ、酒田2番、1万円の10年の新規です。

酒田3番、1万円の10年の更新です。

新堀5番、2,500円と1万円と5,000円、3年で更新になります。借受人が佐々木治人委員になりますので、議事参与の制限の案件となります。

広野17番、18番、関連で、同じ受け人となります。1万円の5年の更新です。

23ページお願いします。

広野19番、1万円の10年の更新です。五十嵐会長が議事参与の制限の案件となります。

浜中3番、3,000円、8,000円の10年の更新です。

浜中4番、2,533円の5年の更新です。

八幡地区、お願いします。

## ○八幡総合支所 後藤事務員

八幡地区ですが、23ページの八幡5番から28ページの八幡30番まで、25件になります。

23ページの八幡6番、今月18条6項で解約のあった案件になります。1万円で10年の新規になります。

八幡7番から次の次の25ページの八幡14番の8件は、同じ受け人になります。

八幡7番は、更新契約で、2,500円で10年になります。

次のページ、お願いします。

八幡8番は、5,000円で4年の新規。

八幡9番は、5,000円で10年の新規。

八幡10番は、8,000円で10年の新規。

11番は、賃借料が1,000円から8,000円になりますが、10年の新規になります。

次のページ、八幡12番、8,000円で10年になります。上から2段目、原野となっておりますが、現況は田になります。

八幡13番、8,000円で10年の新規です。

八幡14番、2,500円と5,000円で10年の新規です。

次、八幡15番ですが、切替えになりまして、1万円で10年になります。

次の八幡の16番から次のページの20番までの5件は関連で、いずれも2,500円で3年の更新になります。

次の八幡21番と次の22番、同じ受け人で、株式会社○○になっております。いずれも新規になります。

八幡21番は、1万円で3年。別の契約と合わせたために、周期を3年としております。

次のページ、八幡の22番は、先月、18条6項の解約があった案件ですが、今回、第三者への貸付けで、1万円で10年の新規になります。

次、八幡23と24は、同じ受け手になりまして、いずれも1万円で10年の更新になります。

次、八幡25番につきましては、貸し人の離農に伴いまして、新規に設定するもので、1万円で10年になります。

次の八幡26番につきましては、吉高祐二郎委員への貸付けになりまして、議事参与の案件になります。8,000円と5,000円で1年間になりまして、次の年から中間管理事業に変えることにしております。

28ページ、八幡27番、8,000円で10年の新規。

八幡28番、1,000円から6,000円で、10年間の新規になります。

八幡29番と30番につきましては、受け手が同じになりまして、いずれも1万円で5年間の切替えになります。

八幡は以上になります。

#### ○松山総合支所 門脇調整主任

松山になります。

28ページの松山4番、こちらから2枚めくりまして、33ページの松山27番、こちらまでが先ほど合意解約のお話ありました〇〇の離農に伴うもので、松山19番、その次のページの松山20番、松山21番は、〇〇自身の自作地で、そのほかの21件、こちらが先ほど合意解約された〇〇の借り受けていた農地となります。〇〇の経営地だった農地につきましては、合計126筆、16万51平米ですが、そのうち今月賃貸借が成立した、松山4番から松山27番までの農地につきましては、筆は66筆、1

2万9,504平米となります。また、今月賃貸借が成立しなかった60筆、3万547平米のうち、山間部の成興野字箕輪地内の51筆、2万5,575平米は、現在、借り受けるかを調整中です。残りの9筆、4,972平米は、現在も地元の農業委員を中心に借受者を調整しているところです。なお、価格につきましては、当該農地が荒れていることもあり、全筆とも2,500円にしておりまして、期間は全筆、令和6年作の中間管理事業までのつなぎのため、ほぼ1年となっておりますが、1件だけ、33ページの松山27番、こちらだけが貸し人の経営移譲年金のため、期間10年となっています。

次に、33ページの松山28番ですが、○○の離農に伴う関係で、5,000円、1年、新規です。

松山29番と次のページの松山30番、こちらは受け人が同じで、価格2,500円、1年、新規となっております。

33ページの松山28番から最終の松山30番の3件の案件につきましても、期間が令和6年作の中間管理事業までのつなぎのため1年となっています。

以上になります。

## ○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田31番と32番は、同じ出し手になります。どちらも賃借料は1,000円で、31番は5年、32番は3年の更新です。

平田33番から35番まで、同じ受け人になります。賃借料は全て5,000円、10年の更新です。

平田36番から38番まで、同じ受け人になります。36番は、5,000円、3年の更新、37番は1万円、5年の新規、38番は、5,000円、3年の更新です。

平田39番、7,000円と8,000円混在しております。5年の更新です。

次のページです。

平田40番、こちらは先ほど18条 6 項で解約のあったものになります。賃借料は8,000円、10年の新規です。

平田41番、賃借料が1万円とゼロ円が混在しております。5年の更新です。

平田42番から44番まで、同じ受け人になります。全て賃借料が1万円、5年の更新です。

平田45番、こちらは受け手が土田委員になります。議事参与の制限を受けるものになります。賃借料1万円、10年の更新です。

以上です。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

## ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第15号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。 5番、吉高祐二郎委員、10番、五十嵐委員、14番、土田治夫委員、27番、佐々木治人委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

5番、吉高祐二郎委員、10番、五十嵐直太郎委員、14番、土田治夫委員、27番、佐々木治人委員に 退席を求めます。

なお、私も議事参与の制限となり退席いたしますので、ここで会長職務代理に議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩午前10時33分 再開

○齋藤 均 会長職務代理者 再開します。 質疑に入ります。

議案書22ページ、新堀5番、23ページ、広野19番、27ページ、八幡26番、37ページ、平田45番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いします。 ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### ○齋藤 均 会長職務代理者

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

新堀5番、広野19番、八幡26番、平田45番の議事参与制限の計画案について、決定とすることにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○齋藤 均 会長職務代理者

異議ないようですので、新堀5番、広野19番、八幡26番、平田45番の議事参与の制限の計画案については、計画決定といたします。

ここで、5番、吉高祐二郎委員、10番、五十嵐直太郎委員、14番、土田治夫委員、27番、佐々木治 人委員の退席を解除します。

ここで暫時休憩とし、五十嵐会長に議長を交代します。

午前10時34分 休憩 午前10時34分 再開

## 〇五十嵐直太郎 議長

それでは、議事を再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見ありませんか。

五十嵐弘樹委員。

## ○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

調査会等で抜けた部分でちょっとお聞きしたい部分がありまして、20ページです。

原野とか山林等、現況畑だったら、まずこの総会等には載りますが、地目は宅地とあります。宅地の場合も現況畑だったら載るのでしょうか。総会にかける必要あるのかどうかという部分をお聞きしたいと思います。

#### ○五十嵐直太郎 議長

ただいまの五十嵐弘樹委員の質問に対して、事務局お答え願います。

## ○安倍農地係長

農地法は現況主義で、現況が農地である場合は、農地法の対象となります。今、五十嵐委員からお話あったように、原野や山林、それに宅地も含めて現況が農地だということであれば、農地法の対象となりますので、許可の対象になってくるということで、今回も登記地目が宅地でありますけれども、現況は農地だということで、今回議案のほうで上がっている状況でございます。以上です。

#### ○五十嵐直太郎 議長

はい、分かりました。

それでは、五十嵐弘樹委員、そのような形で少しご理解をいただければと思います。 土田委員、質問どうぞお願いします。

## ○14番 土田治夫委員

14番、土田です。

先ほど18条6項で解約のあった松山大川渡の大規模稲作農家、○○の離農に伴いまして、新たな耕

作者が松山地区の農業委員はじめ事務局の皆さん、大変ご苦労されているのがひしひしと感じております。どうもご苦労さまでした。

その中で、まだ成立しない農地が、多分条件悪いところが主なのかなと思っております。今回、総会資料を見ていて、広範囲にわたって耕作者がいるなということで、特に庄内町の農家さんからも耕作していただけるというのは、非常にありがたいことなんですけれども、できれば、やっぱり田んぼというのは水路がついてくるもんですから、地元で耕作者がいれば、やっぱり管理等含めて、地元にいなかったから多分庄内町からも応援もらっているのかなと思いますけれども、この庄内町の〇〇と大川渡地区に何か親戚関係があるとか、もしご存じであれば、ちょっとお尋ねしたいと思いますし、まず、まだ成立になっていないところも、これからご尽力いただきまして成立の方向に向かっていただきたいなと思います。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、地元農業委員の荘司太一郎委員から、ただいまの質問に対して、お願いいたします。

#### ○29番 荘司太一郎委員

29番。

特に親戚関係はございません。 以上です。

## ○五十嵐直太郎 議長

引き続き何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第15号、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について、決定とすることにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 〇五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案 について、計画決定といたします。

以上により、議第15号については全て計画決定となりました。

## ◎議第16号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止ついて

## ○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第16号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

#### ○村岡事務局長

議第16号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止については、農地法の一部改正により、令和5年4月1日から下限の面積要件の規定が廃止されることに伴い、設定していた別段の面積の公示の廃止について審議いただくものです。

詳細について、担当が説明いたします。

#### ○安倍農地係長

それでは、38ページをご覧ください。

今回、設定されている別段の面積の公示の廃止をご審議いただくものです。ご審議いただくのは、議案書に記載のありますとおり、農地法施行規則第17条第1項により設定された飛島地区と旧松嶺

地区の2つの区域、農地法施行規則第17条第2項により設定された市条字八森、豊里字下藤塚、小泉字上久保田、漆曽根字四合田の合計7筆になります。よろしくお願いいたします。

#### 〇五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第16号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、廃止することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### 〇五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第16号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について、廃止することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第16号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について、決定といたします。

## ◎議第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

#### 〇五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてを上程の上、 議題といたします。

事務局の説明を願います。

#### ○村岡事務局長

議第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてでございます。

議第17号ですが、この本指針、平成30年3月26日に決定いたしております。その後、令和3年3月12日に一部改正をして修正をかけておるこの指針でございますが、農業委員会等に関する法律が一部改正されまして、令和5年4月1日にその改正が施行されるというところにございます。新たに地域計画の基となる目標地図の素案作成など、こういったものに対応する指針を作成、修正するという通知が国のほうからも来ておりまして、それに伴う内容修正を今総会でご審議いただくものでございます。

詳細について、担当が説明いたします。

#### ○阿彦事務局次長

それでは、資料の40ページから44ページになります。

タブレットを確認してご覧いただきたいと思います。

今、局長からもありましたけれども、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、いわゆる最適化 指針の見直しについてですが、全てについては、今回ご説明は割愛させていただきます。先月の協 議会をもちまして、一度ご確認いただいておりますことをもちまして、数字のみだけご説明申し上 げます。

最初に概要だけ申し上げます。

先ほどもありましたとおり、最適化指針につきましては、農業委員会法でこれまで「定めることが望ましい」ということでされてきておりました。このたび、令和5年4月1日付の改正をもちまして、今度は、全ての農業委員会で定める必要が出てまいりました。それに伴っての見直しとなっております。

策定については、平成30年3月に一度、平成29年度、つまり農業委員会が改選制に変わった年にこれを定められております。その3年後、令和2年度にも定めておりまして、40ページにもありますけれども、毎回、農業委員の改選期に最適化指針を見直すことになっているのですが、その改正法に合わせる形での見直しとなっているものでございます。

そして、内容については、平成29年度の際に、国が「農林水産業・地域の活力創造プラン」というものを定めておりまして、それによって、その5年後の集積目標が80%ということで定められておりまして、その5年後というのが、まさしく令和5年度に当たります。今回、令和4年度の改正ですので、その5年度の目標数値はまず変えずに、来年度、改選のときに再度見直すこととしまして、数値は変えずに、文言の修正を行う内容として見直しを行っていきたいと思っております。

その見直しの内容については、農業委員会法の改正と合わせまして、4月1日に、農業経営基盤強化促進法も改正されていきますので、その基盤法の中で地域計画を定めるということになっていることから、それを盛り込んだ形での内容となっております。

それでは、40ページからかいつまんでご説明いたします。

40ページの中ほどになります。ちょうど真ん中ほどに「地域計画」という文言があると思います。この地域計画というものにつきましては、42ページと44ページになります。42ページでは、(2)の①、44ページのほうでは、第3というところに地域計画と載ってまいります。3月の時点でこの地域計画というものはないのですけれども、4月1日以降、盛り込まれる必要があるものですから、載せているものでございます。

続きまして、41ページ、第2の(2)の③、こちら非農地判断についてというところがございます。 これまでの指針の中では、非農地判断については「検討を行う」ということになっておりましたが、 皆様ご承知のとおり、既に「非農地判断を行っていかなければならない」ということになっており ますので、このように守るべきものと明確化して非農地判断を行うというふうに内容が改正されて おります。

それでは、42ページをご覧ください。

最初に申し上げました令和5年度の際に定めるべきとされておりました、国の地域の活力創造プランの中で、集積目標が80%となっておりました。このたび、80%を少し超えた形になっております。なぜなら、実は管内の農地面積が、令和5年2月28日付の農林水産省で発表しております耕作面積につきましては、従来の1万2,100~クタールから1万1,800~クタールに減っております。要するに、分母が減っておりますことから、その集積率が最初の集積目標より超えてくるということで、このたび調整をさせていただものでございます。

最後に、その下でございます。それ以外の数字、新規参入ですとか遊休農地の解消率の面積につきましては、このたび修正は行っておりませんので、平成29年度の作成当初のままということで申し上げておきます。

以上になります。お願いします。

## 〇五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明いただきました案につきまして、質疑に入りたいと思います。 このことについて、皆さん、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

皆さん、ご質問、ご意見、何かございませんか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑を打ち切らせていただきます。

採決に入ります。

議第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、原案のとおり決定とする ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長	
異議ないようですので、議第17号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてを
決定といたします。	

# 〇五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年3月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午前11時02分 閉会